

27 川総行革第 180 号
平成 28 年 1 月 18 日

川崎市教育委員会
委員長 峪 正人 様

川崎市長 福田 紀彦



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づく意見聴取について

教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきくこととされている地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

1 議案について

(1) 制定する条例

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

(2) 議案の内容等

川崎市附属機関設置条例（平成 27 年川崎市条例第 1 号）の別表第 2 に規定している川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会については、平成 27 年度内に所掌事務の目的が達成されたことに伴い廃止する。

(3) 根拠法令について

地方自治法 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(4) 施行期日

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の公布の日

2 議案を提出する議会

平成 28 年第 1 回川崎市議会定例会

議案第 号

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年 月 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例

川崎市附属機関設置条例（平成27年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
----------------------------------	---	----------	-------	----

」

を

「

川崎市都市 ブランド推	都市イメージを向上し、並 びに市民の川崎への愛着及	3人	(1) 学識経験者 (2) 関係団体の	委嘱 され
----------------	------------------------------	----	------------------------	----------

進事業審査 委員会	び誇りを醸成する事業の選 定及び評価に関して調査審 議すること。		役職員	た日 から 当該 日の 属す る年 度の 末日 まで
川崎市政策 評価審査委 員会	総合的な計画における重要 な政策等の評価に関して調 査審議すること。	9人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	3年
川崎市総務 企画局指定 管理者選定 評価委員会	総務企画局が所管する公の 施設における指定管理者制 度の導入の適否並びに指定 管理者の選定及び評価に関 して調査審議すること。	8人 以内	学識経験者	2年
川崎市本庁 舎等設計事 業者選定委 員会	本庁舎等の建替えに係る設 計委託を行う民間事業者の 選定に関して調査審議する こと。	5人 以内	(1) 学識経験者 (2) 市職員	委嘱 され 、又 は任 命さ れた 日か

				ら平成29年3月31日まで
--	--	--	--	---------------

に改め、同表川崎市行財政改革に関する計画策定委員会の項を次のように改める。

川崎市行財政改革推進委員会	行財政改革に関する取組及び評価に関して調査審議すること。	5人以内	学識経験者	1年
---------------	------------------------------	------	-------	----

別表第1川崎市協働・連携のあり方検討委員会の項を削り、同表川崎市自治功労賞選考委員会の項の次に次の1項を加える。

川崎市共に支え合う地域づくり検討委員会	区における課題の解決を図るための市民が共に支え合う地域づくりの仕組みに関して調査審議すること。	5人以内	(1) 学識経験者 (2) 市民	委嘱された日から当該年度の
---------------------	---	------	---------------------	---------------

				末日 まで
--	--	--	--	----------

別表第1 川崎市温室効果ガス排出量ライフサイクル評価委員会の項を削る。

別表第2 川崎市学校給食センター整備等事業者選定審査委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

都市ブランド推進事業審査委員会等を設置し、行財政改革に関する計画策定委員会等を廃止するため、この条例を制定するものである。

